

個人情報取扱特記事項

（個人情報の取扱い）

第1 乙（受託者）は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙（受託者）は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

（安全確保の措置）

第3 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために甲（発注者）から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙（受託者）自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

（取得の制限）

第4 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用および提供の禁止）

第5 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために甲（発注者）から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲（発注者）の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

（資料等の返還等）

第7 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために甲（発注者）から引き渡され、または乙（受託者）自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲（発注者）の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

（委託業務に従事する者への周知および監督）

第8 乙（受託者）は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（調査および報告）

第9 甲（発注者）は、乙（受託者）がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙（受託者）は、甲（発注者）の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第10 甲（発注者）は、乙（受託者）がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙（受託者）に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第11 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲（発注者）に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

第12 甲（発注者）は、乙（受託者）が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

(再委託の禁止)

第13 乙（受託者）は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲（発注者）の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙（受託者）は、甲（発注者）の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲（発注者）が乙（受託者）に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。